

申告所得税標本調査について

1 沿 革

この申告所得税標本調査は、昭和26年分から始まり、以後毎年実施されており今回が61回目に当たります。調査結果は第1回以来、国税庁統計年報書に掲載されてきたが、昭和38年分から若干の解説と分析を加えて、「税務統計から見た申告所得税の実態」として公表している。

2 目 的

この調査は、申告所得税納税者について、所得者区分別・所得種類別の構成、所得階級別の分布及び各種控除の適用状況の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。

3 調 査 対 象

調査の対象は、平成23年分の申告所得税について平成24年3月31日現在において申告納税額がある者（以下「申告納税者」という。）全部である。したがって、所得金額があっても申告納税額のない者（例えば、還付申告書を提出した者）は、調査対象から除かれている。

4 調 査 方 法

全国524税務署より、所得者区分別・合計所得階級別に、次の表に示す抽出率で標本を抽出し調査した。

合計所得階級 \ 所得者区分		事業	不動産	給与	雑	他の区分に該当しない
70万円以下		1/6	1/5	1/18	1/10	1/5
70万円超 100万円以下		1/5	1/6	1/22	1/11	1/6
100	150	1/5	1/6	1/24	1/15	1/6
150	200	1/5	1/5	1/27	1/17	1/6
200	250	1/4	1/5	1/25	1/17	1/5
250	300	1/4	1/5	1/23	1/17	1/3
300	400	1/4	1/5	1/20	1/13	1/6
400	500	1/4	1/5	1/20	1/11	1/7
500	600	1/4	1/5	1/19	1/10	1/7
600	700	1/4	1/5	1/20	1/10	1/7
700	800	1/4	1/5	1/18	1/9	1/7
800	1,000	1/3	1/4	1/16	1/9	1/7
1,000	1,200	1/3	1/4	1/13	1/7	1/6
1,200	1,500	1/3	1/4	1/12	1/7	1/7
1,500	2,000	1/3	1/4	1/9	1/9	1/6
2,000	3,000	1/3	1/4	1/5	1/7	1/6
3,000	5,000	1/3	1/4	1/4	1/5	1/5
5,000	1億円	1/3	1/4	1/3	1/1	1/5
1億円	2	1/2	1/3	1/2	1/1	1/4
2	5	1/1	1/1	1/1	1/1	1/3
5	10	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
10	20	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
20	50	1/1	—	1/1	—	1/1
50	100	1/1	—	—	—	1/1
100億円超		—	—	—	1/1	1/1

なお、標本数は、事業所得者358, 598、不動産所得者215, 120、給与所得者143, 345、雑所得者64, 964、他の区分に該当しない所得者39, 916、合計821, 943である。

5 利用上の注意

- (1) 申告納税額は、算出税額から税額控除及び源泉徴収の方法により納付した税額を差し引いたものである。
- (2) 解説中の「税額」は、申告納税額に既に源泉徴収の方法により納付した税額を加えたものである。
- (3) 本統計の合計所得金額は、営業等所得、農業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、総合譲渡所得、一時所得、雑所得、山林所得、退職所得、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等の譲渡所得等の合計額から繰越損失額を控除した金額である。
- (4) 各表の階級区分は、合計所得金額による。ただし、第7表「給与収入階級別表」については、給与収入金額、第8表「公的年金等収入階級別表」については、公的年金等収入金額による。
- (5) 各表の計数は、単位未満を四捨五入しているので各表の内容と合計が符合しない場合がある。なお、単位未満の計数は「0」、該当する計数のないときは「－」と表示している。
- (6) この調査は標本調査であり、抽出された標本の影響が大きく表れる箇所が存在し、実態とは乖離する可能性がある。
- (7) 本統計における所得者区分については、各人の所得を①事業所得、②不動産所得、③給与所得、④雑所得及び①～④以外の所得を合計した所得（以下、「他の区分に該当しない所得」という。）の5つに区分している。

申告納税者	事業所得者	各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者
	その他の所得者	各種の所得を有する者で、事業所得者以外の者
	不動産所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも不動産所得の金額の方が大きい者
	給与所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の金額のいずれよりも給与所得の金額の方が大きい者
	雑所得者	その他所得者で、利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得の金額のいずれよりも雑所得の金額の方が大きい者
	他の区分に該当しない所得者	その他所得者のうち、不動産所得者、給与所得者、雑所得者以外の者

- (8) 第10表は調査項目に関する標本が僅少なため参考値であり、第1～9表とも関連しない。